

Business News

第292号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、「令和3年度税制改正のポイント（1）法人課税」について、小嶋税務会計事務所 税理士・小嶋大志様に寄稿いただきました。

令和3年度税制改正のポイント（1）法人課税

1. デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

産業競争力強化法の「事業適応計画」を作成し認定を受けることが必要です。デジタル（D）要件および企業変革（X）要件、2つの要件を満たすことが求められます。令和5年3月31日までに、ソフトウェアの新設もしくは増設等をし、またはソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る）の支出をした場合が対象になります。特別償却（取得価額の30%）または税額控除（取得価額の3%、一定の場合5%）のいずれかを選択適用することができます。ただし下記2と合わせ、当期の法人税額の20%が上限です。

2. カーボンニュートラル投資促進税制の創設

上記1同様「事業適応計画」の認定が必要です。脱炭素化効果の高い先進的な投資をした場合が対象になります。特別償却（取得価格の50%）または税額控除（取得価格の5%、一定の場合10%）のいずれかを選択適用することができます。

3. 人材確保等促進税制

新規雇用者に対する給与を前年度と比べ2%以上増加させた場合に、新規雇用者給与等支給額の15%を税額控除することができます。さらに、教育訓練費増加要件（前期の1.2倍以上）を満たす場合、税額控除率が20%に引き上げられます。ただし、当期の法人税額の20%が上限です。

4. 中小企業向けの税制について

（1）中小企業者等に対する法人税の軽減税率

各事業年度の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税率を15%とする特例につき、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長します。

（2）中小企業投資促進税制

特定機械装置等の取得等をした場合、30%の特別償却または7%の税額控除ができる制度です。今回、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と統合し、対象業種の追加等を行うとともに、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長します。

（3）中小企業経営強化税制

特定経営力向上設備等の取得等をした場合に、即時償却または7%（資本金3000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる制度。M&Aの効果を高める設備として「経営資源集約化設備（D類型）」を追加するとともに、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長します。

（4）所得拡大促進税制の見直し

賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限を令和5年3月31日まで2年延長します。

5. 詳細は、財務省 HP 等でご確認ください

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei21.html

（小嶋税務会計事務所）

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険㈱ 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様にご有益な情報を提供しています。